

## 令和6年度 長野市自転車用ヘルメット購入費補助金 Q&A

### 【補助の内容・補助対象者について】

	質 問	回 答
1	補助額はいくらですか	ヘルメットの購入額の1/2で上限2,000円となります。(100円未満切り捨て)
2	申請期間はいつからいつまでですか	令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)までの間に購入・申請した場合が補助対象となります。
3	補助対象はどのような人ですか	①申請時点で長野市に住民登録がある方 ②年度末時点で満16歳以上18歳以下の方 ※2006年(平成18年)4月2日生～2009年(平成21年)4月1日生 ③年度末時点で満65歳以上の方 ※1960年(昭和35年)3月31日以前生
4	申請者はヘルメットの使用者本人ですか	①ヘルメット着用者が16歳から18歳の方の場合は、保護者が申請してください。 ※ただし18歳を迎えた方は自身での申請も可能です。 ② <b><u>ヘルメットの着用者が65歳以上の方の場合は、必ず本人が申請してください。</u></b>
5	現在15歳ですが、16歳になる誕生日を迎えないと購入・申請はできないですか	現在15歳でも、ヘルメットを購入する年度内に16歳になる方であれば、誕生日を迎える前に申請いただけます。 現在18歳の方でも、ヘルメットを購入する年度内に19歳になる方は申請の対象外となります。
6	今後、引っ越す予定が決まっていますが申請できますか	申請時点で長野市内に住民基本台帳に登録のある方は補助対象となるため、申請いただけます。

【補助対象となるヘルメットについて】

1	補助対象となるヘルメットはどのようなものですか	SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク等による安全認証を受けた新品の自転車用ヘルメットが対象となります。
2	以前購入したヘルメットでも補助の対象になりますか	令和6年4月1日以降に購入した物に限ります。(領収書の日付が購入日となります)
3	工事用・オートバイ用のヘルメットも補助の対象となりますか	自転車乗車用のヘルメットのみが補助の対象となります。
4	帽子型カバーが付いているものを購入しましたが、付属品も補助の対象となりますか	帽子部分等の付属品とヘルメットが一体の商品として販売されている場合には補助対象経費となります。ただし、付属品が別売りの扱いであれば、付属品の購入に関する費用は補助対象外となります。
5	中古品でも補助の対象となりますか	新品の物のみが補助の対象となります。中古品やフリーマーケットサイト・個人間売買等での購入品は補助の対象にはなりません。
6	インターネットで購入した物も補助の対象となりますか	補助対象となります。ただし、ポイント等による割引分や送料は補助の対象に含まれません。
7	学校の通学用ヘルメットは補助対象となりますか	市が指定する安全基準を満たす場合には対象となります。

【申請方法について】

1	申請の受付はいつからですか	令和6年4月1日（月）午前8時30分から受付を開始します。
2	申請の受付はいつ終了しますか	令和7年2月28日（金）まで申請可能です。
3	申請方法はどちらがよいですか 土日でも申請はできますか	窓口での受付は市役所・支所の開庁日のみです。受付時間は8時30分から17時15分となります。ながの電子申請サービスをご利用いただければ、いつでも申請が可能です。
4	支所でも受け付けてもらえますか	支所でも受付は可能です。開庁時間は8時30分から17時15分となりますが、添付書類の確認等ありますので、時間に余裕をもってお越しください。
5	申請時に添付する領収書は原本が必要ですか	窓口申請の場合は、写しを提出してください。 なお、電子申請の場合は原本から取り込んだカラーのデータが必要です。
6	領収書の宛名は申請者のものでないといけませんでしょうか	原則領収書の宛名は申請者のお名前になります。ただし使用者が16歳から18歳までの方の場合は、保護者の方でも使用者でもどちらでも大丈夫です。
7	購入日とは、商品到着日ですか	購入日は、領収書の日付になります。この日付が令和6年4月1日以降の場合、補助の対象となります。

8	インターネットで購入したのですが、領収書の添付が必要でしょうか	<p><b><u>原則領収書の写しの添付をお願いします。(以下の内容を含む)</u></b></p> <p>①領収日  ②申請者か着用者の氏名  ③領収金額(ヘルメットのみの購入単価がわかること)  ④購入相手方  ⑤購入品名(ヘルメットを購入したことがわかること)  ⑥発送日(クレジットカード払いの場合)</p> <p><b><u>支払いが完了していることを証する書類が必要になります。</u></b></p> <p><b><u>内訳明細書、発注書、注文詳細、請求書のみでは申請できませんのでご注意ください。</u></b></p>
9	領収書の代わりにレシートでもよいですか	<p>レシートであっても、</p> <p>①領収日  ②申請者か着用者の氏名  ③領収金額(ヘルメットのみの購入単価がわかること)  ④購入相手方  ⑤購入品名(ヘルメットを購入したことがわかること)</p> <p>が分かるものであれば大丈夫ですが、<b><u>必ず宛名が必要ですのでご注意ください。</u></b></p>
10	領収書等に店舗印や担当者印がないが、再度店舗へ貰いに行く必要がありますか	<p>店舗側の不備ではなく、店舗印や担当社印がない様式が正式なものであれば、押印がなくても構いません。ただし、「店舗印及び担当者印がないものは無効」等の表記があるものについては、押印が必要になりますので、ご確認ください。</p>
11	購入したヘルメットが安全基準を満たしていることがわかる書類とはどのようなものですか	<p>ヘルメットの安全基準の記載がある以下のものの写し(コピー、写真等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明書、保証書、パッケージ</li> <li>・カタログ</li> <li>・ヘルメットに貼ってある安全基準認証シールの写真(ヘルメットに貼ってあることが分かること、貼ってあるマークの種類が分かること)</li> </ul> <p>ヘルメットの安全基準の記載が不明な場合には、購入した販売店にご確認ください。</p>

【補助金の支払について】

1	補助金の交付は口座振込のみですか	申請者名義の口座への振込に限ります。
2	申請から補助金の入金までどの程度の期間がかかりますか	概ね2か月程度お時間をいただく場合があります。